

「投資顧問契約書」の一部改正について

下線部変更
(平成26年3月31日)

現 行	変 更 後
(前 文) (省 略)	(前 文) (現行どおり)
I～III (省 略)	I～III (現行どおり)
第1条～第3条 (省 略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(報酬の額及び支払いの時期)	(報酬の額及び支払いの時期)
<p>第4条 本契約により甲が支払う報酬の額および支払い時期、方法は以下の通りとする。</p> <p>(1) 投資助言報酬</p> <p>シストレ24における投資助言報酬は、すべての通貨ペア1,000通貨(1k)あたり<u>3円(税込)</u>を助言報酬として徴収する。</p> <p>(2) 報酬等の支払い時期、方法</p> <p>シストレ24における投資助言報酬として、取引数量1,000通貨(1k)毎に<u>3円(税込)</u>を甲から徴収する。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なく徴収する。</p>	<p>第4条 本契約により甲が支払う報酬の額および支払い時期、方法は以下の通りとする。</p> <p>(1) 投資助言報酬</p> <p>シストレ24における投資助言報酬は、すべての通貨ペア1,000通貨(1k)あたり<u>1円(税込)</u>を助言報酬として徴収する。</p> <p>(2) 報酬等の支払い時期、方法</p> <p>シストレ24における投資助言報酬として、取引数量1,000通貨(1k)毎に<u>1円(税込)</u>を甲から徴収する。この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なく徴収する。</p>
<p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">平成25年12月1日</p>	<p>(以後現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">平成26年3月31日</p>